

時給863円以下の労働者がいる中小企業で、機械購入費用、労働者へ研修費用などの生産性向上にかかる設備投資をした場合、80%から90%まで国が補助します！

10月7日から時給861円に最低賃金が引き上がりますが、中小企業が、最低賃金（時給833円）で労働させている場合、①申請書提出後、②10月6日までに時給を863円に引き上げ、③その後、生産性向上に繋がる設備投資をした場合、その設備投資の経費の80%（一定の要件を満たしている場合は90%）まで、助成されます。
なお、助成額の上限は、時給の引上げ人数と引上げ金額により差異があります。


※ 例（賃金引上げを行う人数と引上げ額により助成額の上限が異なります）

労働者1名が、最低賃金額であるために、事前に、労働局に申請書提出後、10月6日より時給863円に引上げをした後に、パソコン3台を30万円で新規購入した場合、24万円（経費の8割、一定の要件を満たす場合は90%）は助成されます。

なお、時給の引き上げの経費は、30円×171時間（1日8時間のフルタイムの月平均時間）＝5,130円ほどであり、1年で61,560円になります。

したがって、30万円で最新のパソコンを3台新規購入しても、実質12万円（6万円＋6万円）程度で購入できます。
なお、パソコンを新規購入する場合は、売上高が前年又は前々年同月より30%以上減少している場合のみ。

詳細なご説明は、業務改善助成金コールセンター（03-6388-6155）にお問い合わせください。受付時間は平日8時30分から17時15分です。

 申請先 設備投資を行う前に、
石川労働局・雇用環境・均等室（電話番号 076-265-4429）に、お問い合わせください。また、助成金は、他にもあるので、お気軽にお問い合わせください。